

島根県看護職員需給見通し等に関する検討委員会報告書

平成22年12月28日

島根県看護職員需給見通し等に関する検討委員会報告書

1 第7次島根県看護職員需給見通し策定の目的

本県における看護職員の需給見通しは、看護職員確保の基本的な資料として、国の看護職員需給見通しの策定に合わせて概ね5年毎に通算6回にわたり策定してきたところである。

平成17年度には、平成18年から平成22年までの5年間の第6次看護職員需給見通しを策定したところだが、平成18年に新設されたいわゆる「7対1」看護配置を導入する病院が全国的に増えていることなどから、本県でも需要見通しを上回る需要が発生し、各医療機関などにおいて看護職員の確保が一層困難になっている。

このため、本県においては、看護職員の確保対策として看護学生の県内就業の促進、離職防止、再就業の支援や看護職員の資質向上などに取り組んできたところだが、さらに、その対策を強化する必要がある。

このような状況を踏まえ、看護職員の計画的かつ安定的な確保を図るため、看護政策の基礎資料として新たな看護職員の需給見通し（平成23年から平成27年まで）を策定するものである。

2 策定の基本的な考え方

本県が策定する看護職員需給見通しは、国が作成した「第7次看護職員需給見通し策定方針」(平成21年8月28日付け医政発0828第1号厚生労働省医政局長通知。以下、「国の策定方針」という。)及び、現状や今後の医療ニーズの増大や看護の質の向上が求められていることなどを踏まえて策定した。

併せて、看護職員需給見通しの考え方の基礎となる今後の看護職員の確保対策について一定の方向付けを行い取りまとめることとした。

なお、算定に当たっては、看護職員全体数を積み上げることとするが、助産師数については別掲とした。また、短時間正規雇用職員及び非常勤職員については、所定労働時間を基に常勤換算した。

(1) 需要見通しの算定の方法

需要見通しは、国の策定方針を提示して、各施設の判断（5年間の配置計画）を踏まえ、県として望ましいと考えられる事項を補正し算定した。

ア 看護職員の需要見通しを施設区分ごとに推計した。

イ 各施設における看護の質の向上や勤務環境の改善などを見込んだ。なお、平成22

年4月に施行された保健師助産師看護師法及び看護師等の人材確保の促進に関する法律の改正についても留意した。

(2) 供給見通しの算定の方法

供給見通しは、一定の政策の効果を加味し算出した。

ア 平成23年から平成27年の供給見通しは、県において推計した。

イ 算定の考え方は次のとおりである。

年当初就業者数 + 新卒就業者数 + 再就業者数 - 退職等による減少数

(3) 実態調査の実施

国の策定方針及び国の策定方針により示された標準的な調査票に基づき、調査方法及び推計方法を検討し供給見通し策定に係る実態調査を実施した。

なお、調査票は看護担当責任者（看護部長等）が記入し、各施設の管理者（長）が了承したものを提出するよう求めた。

ア 調査の内容

調査対象施設の基本情報

就業状況

就業形態別の看護職員数、休業・休暇の取得状況、採用の状況、退職の状況

今後の看護職員配置計画

平成27年度末時点の需要人員数

平成23年から平成27年までの配置計画

看護職員確保に関する情報

主な退職理由、定着促進に対する取組状況、再就職に対する取組状況、専門

看護師・認定看護師の今後の配置計画

イ 調査対象施設

【全数調査を行う施設（350施設）】

病院、有床診療所、介護保険施設、訪問看護ステーション、助産所、
看護師等学校養成施設、保健所、市町村

【抽出調査を行う施設（1,548施設のうち500施設）】

無床診療所、介護保険関係事業所（全数調査を行う施設を除く。）

地域包括支援センター、

社会福祉施設（障がい者関係施設、児童関係施設（保育所を含む。））

3 現 状

(1) 本県の就業看護職員数は増加傾向にあるにもかかわらず、中山間、離島地域にある病院や中小病院はもとより、都市部の大規模病院においても看護職員の確保が困難となっていており、適切な医療の提供に支障が生じている。

ア 看護職員は、年々増加

最近10年間で県内の看護職員数は、1,869人増加（21.2%増）した。

平成10年12月 8,801人 → 平成20年12月 10,670人
 (+ 1,869人 , 21.2%増) [実人員数]
 [うち助産師数] 平成10年12月 215人 → 平成20年12月 222人
 (+ 7人 , 3.3%増) [実人員数]
 資料：衛生行政報告例・看護職員業務従事者届（厚生労働省）

イ 県内病院における看護職員の不足の状況

県内病院における平成22年4月1日に向けての看護職員の充足率は、県全体で95.3%である。雲南、出雲、浜田、隠岐の各圏域が県平均を下回っている。

県全体で、さらに299人から354人の看護職員が必要であると各病院は考えている。また、病床規模が小さくなるほど看護職員の充足率が低くなっている。

圏域別集計						規模別集計					
	必要数 a	現員数 b	差引必要数 a-b	充足率b/a	最大必要数		必要数 a	現員数 b	差引必要数 a-b	充足率b/a	最大必要数
松江	2,337.3	2,274.3	63.0	97.3%	85.3	400床～	2,363.2	2,294.3	68.9	97.1%	98.8
雲南	384.6	354.5	30.1	92.2%	30.1	200床～399床	2,303.8	2,199.8	104.0	95.5%	124.8
出雲	1,752.6	1,656.9	95.7	94.5%	116.0	100床～199床	1,312.9	1,221.2	91.7	93.0%	95.5
大田	361.2	347.8	13.4	96.3%	16.4	20床～99床	419.7	385.3	34.4	91.8%	35.2
浜田	795.0	735.7	59.3	92.5%	65.2	県計	6,399.6	6,100.6	299.0	95.3%	354.3
益田	631.0	603.4	27.6	95.6%	31.4						
隠岐	137.9	128.0	9.9	92.8%	9.9						
県計	6,399.6	6,100.6	299.0	95.3%	354.3						
前年計			342.4		383.3						

各病院における平成22年4月の体制を考慮した調査時点での差引必要数
 「現員数b」は、平成21年4月1日現在（常勤換算値）
 「最大必要数」は、部署ごとの差引必要数のみを合計したもの

資料：平成21年度県内病院における看護職員実態調査

【主な増員の理由】

- 看護配置基準を上位の基準に移行（10対1から7対1へなど）
- やむを得ず休止・縮小した体制を本来の体制に復帰
- 夜勤回数の減、有給休暇取得などの勤務環境の整備
- 急な休職、退職に備えて余裕人員を配置

ウ 看護師等学校・養成所への進学・卒業状況

平成22年4月の県内看護師等学校・養成所への入学者は405人であり定員に対する充足率は91.6%である。同月の入学者に対する県内出身者の割合は79.3%である。

また、毎年県内高等学校から平均200人程度が県外の看護師等学校・養成所へ進学するが、県外の看護師等学校・養成所を卒業した後県内就業する者の数は平均100人程度であり、県内出身者のうち毎年100人程度が県外へ流出している。

県内看護師等学校・養成所への入学状況

	19年度	20年度	21年度	22年度
定員	442	442	442	442
入学者数	393	397	404	405
定員充足率(/)	88.9%	89.8%	91.4%	91.6%
入学者のうち県内出身者	298	290	296	321
県内出身者率(/)	75.8%	73.0%	73.3%	79.3%

島根県健康福祉部医療政策課調べ

県内高等学校からの看護師等学校・養成所への進学状況

	19年度	20年度	21年度	22年度
県内高等学校からの全進学者数	5,328	4,958	4,885	5,007 ^{速報値}
県内高等学校からの進学者数	374	355	370	427
看護系進学割合(/)	7.0%	7.2%	7.6%	8.5%
県内養成機関への進学者数	178	162	171	179
県内進学割合(/)	47.6%	45.6%	46.2%	41.9%
県外養成機関への進学者数	196	193	199	248
県外進学割合(/)	52.4%	54.4%	53.8%	58.1%

学校基本調査・島根県教育委員会高校教育課・健康福祉部医療政策課調べ

県内看護師等学校・養成所の卒業状況

	18年度	19年度	20年度	21年度
卒業生数	377	356	351	377
看護職として就業者数	293	283	285	296
うち県内就業者数	173	175	179	203
県内就業率(/)	59.0%	61.8%	62.8%	68.6%
進学者数	69	60	52	68
その他	15	13	14	13

島根県健康福祉部医療政策課調べ

看護師等学校・養成所の卒業生の県外流出と県内流入の状況

	17年度		18年度		19年度		20年度	
	流出	流入	流出	流入	流出	流入	流出	流入
合計	123	97	124	75	108	90	104	130
(流入 - 流出)	-26		-49		-18		26	

「看護師学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査(厚生労働省)」による。

- (2) 特に、県西部地域においては看護職員の不足により一部病棟を休止したり、入院制限を行う病院も生じており、また、隠岐地域においては他の病院から看護師派遣を受

けて看護体制を維持している病院もある。

《中山間、離島地域にある病院において看護職員の確保が困難な状況》

【病棟休止などの状況】

大田市立病院（一般 54床） 済生会江津総合病院（療養 40床、一般 48床）

六日市病院（一般 30床） 津和野共存病院（療養 49床）

隠岐島前病院（他病院から看護師派遣を受け看護体制を維持）

4 第7次看護職員需給見通しと今後の課題

平成23年から平成27年までの看護職員に係る本県の需要見通し及び供給見通しは、別表のとおりである。

平成23年から平成27年にかけて、就業看護職員数（供給）は今後も増加する見通しであるが、一方で、7対1入院基本料の新設等による病棟部門の充実、多様な勤務形態導入による就労環境の改善、新人看護職員を含む研修体制の充実や介護保険関係職場の拡大などにより供給を上回る需要が見込まれることから、需要数が供給数を上回る不足の状態は、今後中期的にも継続するものと考えられる。

現に適切な医療を提供できる体制に支障が生じている中、今後、既存の看護師等確保対策事業に加えて地域医療再生計画（平成22年度から平成25年度まで）による事業を実施することにより看護職員の確保は一定程度進み不足数は減少する見通しだが、需要を満たすまでには至らない。（平成27年末に245人不足）

現時点での看護職員の不足により適切な医療を提供できる体制に支障が生じていることへの対応が必要であるとともに、各年末の不足数の解消を目指して看護師等確保対策の効果が一層上がるよう、県、市町村、病院等各施設、県看護協会など関係者が一体となって取り組むことが必要である。

(1) 需要見通し

今後看護職員に係る需要は、さらに増加する見通しである。

平成23年12月 10,687.6人 → 平成27年12月 11,226.7人

(+ 539.1人, 5.0%増)〔常勤換算数〕

〔うち助産師数〕 平成23年12月 283.5人 → 平成27年12月 297.7人

(+ 14.3人, 5.0%増)〔常勤換算数〕

「需要数」は、現状を踏まえ、実現可能と判断される場合の需要人員等を推計したもの

(2) 供給見通し

就業看護職員数は、今後も増加する見通しである。

平成23年12月 10,352.8人 → 平成27年12月 10,981.8人
(+629.0人, 6.1%増)〔常勤換算数〕
〔うち助産師数〕 平成23年12月 239.7人 → 平成27年12月 291.6人
(+51.8人, 21.6%増)〔常勤換算数〕
「供給数」は、現状を踏まえ、さらに一定の政策効果を加味して推計したもの

(3) 需給見通し

看護職員全体数は、需要数に対して供給数が最大で386.3人（平成24年末）、平成27年末に244.9人不足する見通しである。不足数の各年末需要数に対する割合は、最大で3.5%、平成27年末に2.2%となる見通しである。

このうち助産師数は、需要数に対して供給数が最大で43.7人（平成23年末）、平成27年末に6.2人不足の見通しである。不足数の各年末需要数に対する割合は、最大で15.4%、平成27年末に2.1%となる見通しである。

5 県の看護師等確保対策の施策の方向性

前記4に掲げる看護職員需給見通しで明らかになったように、本県においては今後5年間、供給を上回る需要が見込まれ、需要数が供給数を上回る不足の状態は今後中期的にも継続するものと考えられる。

このため、看護職員需給見通しの各年末における需要数と供給数の差の解消を図るために下記に掲げる県内進学促進と県内就業促進、新人看護職員研修や看護師等のキャリア育成支援などの看護職員の資質向上、離職防止・再就業支援策などの県の看護師等確保対策の更なる推進が必要である。

この場合、看護師等の不足により勤務実態が多忙となる環境を改善するため、看護業務等を補助する看護補助者の活用を含め看護業務の効率化を進める方策を検討していく必要がある。また、高齢化等が進む本県の実状を踏まえ、今後、医療機関だけでなく介護関係施設や社会福祉施設に対する看護師等確保支援の在り方をさらに検討する必要がある。

また、地域医療を地域で支えるという住民意識を醸成するための地域の自発的、創造的な取り組みが必要である。

また、看護職員の安定的な定着を図るためには給与等の処遇や勤務環境を改善してい

く必要があるが、診療報酬等の水準と各施設の経営とのかかわりがあることから、看護職員の処遇改善も含め地域医療を支える看護職員の安定確保対策の充実を国に対して要望していく。

(1) 県内進学促進と県内就業促進

ア 県立大学短期大学部を平成24年4月の開学を目標に四年制大学化する方針であり、県内進学や県内就業につながるよう、県内推薦枠（現在30人）を拡充する等の県内出身者確保に努める。また、県立高等看護学院についても、引き続き県内出身者の確保などに努める。

イ 看護師等養成所の県内開設が見込まれる場合は、施設整備や運営に係る経費の支援を行う。

ウ 看護学生修学資金（特別資金を含む。）貸付制度について、貸付条件の見直しに努める。将来的には、看護学生修学資金特別資金の貸付の動向や看護師等の需給の動向を踏まえ貸付枠の拡大等についてさらに検討する。

エ 看護学生のU・Iターンを支援するための県内病院におけるインターンシップ制度の実施支援、広報支援に努める。

【関連施策】

- 県立大学短期大学部の四年制大学化（予定）
- 東部三年制養成所の開設に伴う支援
- 看護学生修学資金貸付制度（一般資金）
- 看護学生修学資金貸付制度（特別資金）〔地域医療再生計画事業〕
- 看護師等養成所施設整備費・運営費補助金

(2) 新人看護職員研修

ア 大規模施設等による他施設職員の受け入れの促進策を検討するとともに、新卒者を現場で支え離職を防止する観点からも、新人研修責任者の研修を通じて各施設において適切な研修実施体制が確保できるような支援を行う。

【関連施策】

- 新人看護職員研修支援事業〔地域医療再生計画事業〕

(3) 看護師等のキャリア育成支援

ア 認定看護師などの資格取得のための経費支援等を地域医療再生計画事業で行って

いるが、各施設からの意見なども踏まえ専門的な看護師の育成も含め看護職員全体のレベルアップが図られるよう支援額の拡大などに努める。

【関連施策】

- 先輩看護職員キャリアアップ応援事業〔地域医療再生計画事業〕

(4) 離職防止・再就業支援

- ア 看護師等の確保や再就業の促進を図るためのナースセンターの活動の充実、強化に努める。
- イ 民間病院において病院内保育所の設置が進むような施設整備及び運営に係る経費支援を行う。さらに、地域における保育支援の充実について検討する。
- ウ 現在ナースセンターにおいて実施している再就業支援講習会に加え、県内各地で受講できるような再就業支援研修の実施支援、広報支援に努める。
- エ 子育て支援や多様な勤務形態の導入をはじめとする勤務環境の改善など効果的な離職防止・再就業支援策について各施設の創意工夫を促すような支援に努める。

【関連施策】

- ナースセンター事業
- 病院内保育所施設整備費・運営費補助金

(5) 助産師の確保等

- ア 県立大学短期大学部助産学専攻科の定員が平成23年度から3人増となることから、引き続き卒業生の県内就業に努めるとともに、新人助産師が適切な臨床研修を受けられる体制が確保できるような支援を行う。
- イ 助産師がその専門性を発揮できるような病院内の体制について、各病院において検討が行われるよう支援に努める。

【関連施策】

- 県立大学短期大学部助産学専攻科の定員増（3人）
- 助産師修学資金貸付制度（特別資金）〔地域医療再生計画事業〕
- 新人助産師研修支援事業〔地域医療再生計画事業〕

(6) 地域特性を踏まえた対策

- ア 今後関連施策を検討する際には、地域特性を踏まえ県として各主体の意見を聞き

ながら各施設や地域医療を支える市町村の自主的な取組を支援する施策となるよう努める。

イ 看護師が不足する施設に対する看護師派遣の仕組みについて、その実現可能性を探る。

(7) 看護の魅力の発信

ア 幼少期から看護への関心を高めることにより、地域の子どもが将来看護の道に進んでもらえるよう、小学校、中学校、高等学校など成長段階に応じた看護体験の機会をさらに設けるよう努める。

イ 子どもだけでなく県民に広く看護に対する理解と関心を深めてもらえるような活動を行う。

【関連施策】

- 中高生の一日本看護体験事業
- 中高生の助産師体験事業〔地域医療再計画事業〕
- 看護学生と地域の子どものふれあい活動事業
- 高校生のための進学ガイダンス事業

6 まとめ

高齢化が進行し医療技術が進歩する中において、県民のニーズに適切に対応し、地域で安心して生活できる医療提供体制を構築するために看護職員が果たす役割は今後ますます大きくなり、その看護職員を量と質の両面から確保していくことの重要性は増大していくものと考えられる。

このため、前記4に掲げる看護職員需給見通しを踏まえ、前記5に掲げる県の施策を推進することはもちろん、地域住民の協力を求めながら、市町村、病院など各施設、県看護協会など広く関係者が力を合わせてそれぞれの立場における看護師等確保対策を推進していく必要があるので、今後とも関係各位のご理解とご協力をお願いしたい。

別表 第7次島根県看護職員需給見通し

(常勤換算値)

区 分	平成23年(a)	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年(b)	増減(b)-(a)	増減率(b)/(a)
	人	人	人	人	人	人	%
病 院	6,215.0	6,509.4	6,637.5	6,707.6	6,782.5	567.5	9.1
	193.1	199.1	200.1	201.1	202.1	9.0	4.7
診 療 所	1,813.9	1,820.8	1,818.4	1,808.1	1,798.0	15.8	0.9
	66.8	68.2	69.6	71.0	71.0	4.3	6.4
) 有床診療所	439.6	442.5	430.2	419.8	408.5	31.1	7.1
	58.9	60.3	61.7	63.1	63.1	4.3	7.3
) 無床診療所	1,374.3	1,378.4	1,388.3	1,388.3	1,389.6	15.3	1.1
	7.9	7.9	7.9	7.9	7.9	0.0	0.0
助 産 所	17.9	17.9	17.9	17.9	17.9	0.0	0.0
	17.9	17.9	17.9	17.9	17.9	0.0	0.0
訪問看護ステーション	291.4	305.6	318.2	332.6	345.6	54.2	18.6
介護保険関係	1,470.4	1,377.0	1,392.5	1,394.6	1,398.7	71.7	4.9
	147.4	0.0	0.0	0.0	0.0	147.4	100.0
) 介護療養型医療施設	341.8	378.8	383.8	384.8	387.8	46.0	13.5
) 介護老人保健施設	367.7	370.7	373.7	374.7	375.8	8.1	2.2
) 居 宅 サ ー ビ ス	596.5	610.6	618.1	618.1	618.1	21.5	3.6
) 地域包括支援センター	17.0	17.0	17.0	17.0	17.0	0.0	0.0
社会福祉施設、在宅サービス(を除く)	269.2	270.2	271.2	272.2	273.2	4.0	1.5
看護師等学校養成所	116.3	116.3	116.3	116.3	118.3	2.0	1.7
	5.5	5.5	5.5	5.5	6.5	1.0	18.2
保健所・市町村	344.6	344.6	343.6	343.6	343.6	1.0	0.3
	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.0	0.0
事業所、研究機関等	148.9	148.9	148.9	148.9	148.9	0.0	0.0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	-
上 記 の 計	10,687.6	10,910.9	11,064.6	11,141.8	11,226.7	539.1	5.0
	283.5	290.9	293.3	295.7	297.7	14.3	5.0
年当初就業者数	10,184.7	10,352.8	10,524.6	10,688.3	10,872.2	687.5	6.8
	227.5	239.7	254.3	268.7	282.8	55.3	24.3
新卒就業者数	346.0	352.5	347.5	370.5	309.5	36.5	10.5
	16.0	18.5	18.5	18.5	13.5	2.5	15.6
再 就 業 者 数	1,008.4	1,024.9	1,041.7	1,057.8	1,065.8	57.4	5.7
	20.8	21.5	22.7	24.1	25.4	4.6	22.1
退職等による減少数	1,186.3	1,205.7	1,225.5	1,244.4	1,265.7	79.4	6.7
	24.4	25.2	26.6	28.2	29.8	5.4	22.1
年末就業者数(+ + -)	10,352.8	10,524.6	10,688.3	10,872.2	10,981.8	629.0	6.1
	239.7	254.3	268.7	282.8	291.6	51.8	21.6
差 引 計(-)	334.7	386.3	376.3	269.7	244.9		
	43.7	36.6	24.6	13.0	6.2		

1つの区分の中で集計欄が二段に分けられているものは、上段は看護職員の合計、下段は助産師(再掲)の数である。

集計欄が一段の区分については、看護職員の合計である。

四捨五入のため、需要見通し と供給見通し の差(-)が、需要数 - 供給数と一致しない場合がある。

【参考資料】

島根県看護職員需給見通し等に関する検討委員会設置要綱

（目的）

第1条 島根県が行う看護職員需給見通しの策定に関する事項等を検討するため、島根県看護職員需給見通し等に関する検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- 一 看護職員需給見通しの策定に関する事項
- 二 長期的看護職員需給見通しの推計に関する事項
- 三 少子高齢化を踏まえた看護職員確保対策に関する事項

（組織）

第3条 委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選出する。

（委嘱期間）

第4条 委員を委嘱する期間は、平成21年10月9日から平成22年12月31日までとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（関係者の出席）

第7条 委員会は、必要に応じ関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（庶務）

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部医療政策課において処理する。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成21年10月9日から施行する。

- 2 この要綱は、平成22年12月31日限り、その効力を失う。
- 3 この要綱の施行の日以後最初に開催される委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、知事が招集するものとする。

附 則（平成22年4月27日付け医第141号）

この要綱は、平成22年4月27日から施行する。

島根県看護職員需給見通し等に関する検討委員会委員

（任期：平成21年10月9日から平成22年12月31日まで）

氏 名	団体名・役職等
岩 田 美智子	島根県訪問看護ステーション協会企画検討委員会委員
内 田 宏 美	島根大学医学部看護学科教授
小 村 明 弘	社団法人島根県医師会副会長
門 脇 裕	隠岐の島町副町長
渋 川 あゆみ	医療法人マザリー マザリー産科婦人科医院助産師
住 田 佳 子	社団法人島根県看護協会会長
高 見 敏 彦	島根県教育庁高校教育課高等学校指導グループリーダー
竹 内 節 子	島根県立石見高等看護学院副学院長
堀 江 裕	社会福祉法人恩賜財団済生会 島根県済生会江津総合病院院長
三 浦 ミナコ	島根県連合婦人会常任理事
三 代 美知子	社団法人島根県看護協会理事（前松江市立病院看護局長）
山 下 一 也	島根県立大学副学長
渡 部 恵 子	浜田市健康福祉部長

委員長

副委員長

敬称略 50音順

島根県看護職員需給見通し等に関する検討委員会の経緯

年 月 日	内 容
平成21年 10月16日	検討委員会（第1回会議） 看護職員の需給見通しの現状と課題について 第7次島根県看護職員需給見通しの策定の考え方について 第7次看護職員需給見通し策定のための実態調査等について
11月～12月	看護職員需給見通し策定のための実態調査 調査対象 850施設
平成22年 1月21日	検討委員会（第2回会議） 第7次島根県看護職員需給見通しの素案について
2月9日	検討委員会（第3回会議） 第7次島根県看護職員需給見通し（案）について ～中間とりまとめ～
5月21日	検討委員会（第4回会議） 需給見通しを踏まえた課題認識について 看護師等確保対策について
11月11日	検討委員会（第5回会議） 第7次島根県看護職員需給見通し（案）について ～最終とりまとめ～ 看護師等確保対策に関する論点整理と施策の方向性について
12月21日	検討委員会（第6回会議） 検討委員会報告書のまとめ